

3議員が修正動議提出!

平成26年度一般会計補正
予算(第7号)

「サテライトオフィス整
備事業2億6921万1
000円を削除」

提出者・・・佐久祐司

名取武一

小林市子

サテライトオフィス整備
事業とは

ネット環境等を整備し、
地方にいても仕事ができる
環境を作ること、首都圏
等で働く人が富士見町への
移住を促すテレワーク構
想。サテライトオフィス整
備事業とはテレワーク構
想の一環として、武蔵野大学
所有の研修施設「楽山荘」
を借り上げ50人規模のシエ
アオフィスを改修する事
業。年間100人近くのに
おぼる若者の都会への流出を
一ターン、Uターンでリカ
バリーをするための施設と
しています。総工費は約2
億7000万円(国庫補助

約1億2000万円・町費
1億5000万円)。

12月議会において、事業
計画、町民益が定かではな
いとの理由から議員提案に
よる設計委託費約380万
円削除の修正案が提出され
ました。採決の結果、5対
5の賛成反対同数となり、
議長裁決により修正案は否
決となった経緯がありま
す。

〈動議の趣旨〉

自治体の役割は住民福祉
の増進。子育て支援、高齢
者福祉など優先する事業は
他にもたくさんあり、町民
益とは関係ない事業に多額
の税金を投じるべきではな
い。また、高額の事業にも
かかわらず、事業性に不明
な点が多すぎる。

〈提案説明・佐久祐司〉

●反対(原案・賛成)

三井新成

30年後、人口が1万20
00人に減少する予測が出
ている。テレワーク事業は
行政として人口維持を推進

する一つの手法と考え、こ
のチャンス逃さずにトラ
イするべきである。

●反対(原案・賛成)

小池勇

今後の富士見町を展望す
る際、必要なものと考え
る。1億5000万円は大きい
金額だが、30年という耐用
年数を考えると、年500
万円。修正案からは町の将
来の展望が描けない。この
事業は今でなくては意味が
無く、小林町長でなくては
実現できないと考える。修
正案を通して、原案以上の
展望を描けない以上反対。

●反対(原案・賛成)

加々見保樹

本事業は国の地方再生戦
略の一環であり、富士見町
を活性化させる有効な手段
と考える。福祉を維持する
には、それを賄う財源が必
要であり、富士見町が健全
な財政状況にならなければ、
福祉の充実は図れない。
今後の福祉政策を考える中
で、この事業は着手するべ

きと考える。

●反対(原案・賛成)

五味平一

テレワーク事業は地方創
生に係る千載一遇のチャン
スであり、町の人口減少を
食い止める手法と考える。
地域に活力のため若者の誘
致は必要であり、そこに地
方創生の予算も確保されて
いる。地方の活性化を図る
中、地方の財政を潤すとい
う原点に立ってこの事業が
成功するよう進めるべき。

○賛成(原案・反対)

名取武一

2億7000万円の税金
投入に対して、事業に参入
する企業に見返りを求めな
いことは、町民感情として
納得できない。財政に1億
5000万円の余裕が出来
たとの説明だが、子育て世
代を町に呼び込むという
時に、以前約束した年間3
00万円程の予算で出来
る、高校生までの医療費無
料化ができない町の姿勢は
矛盾している。人口減少対

策をするのであれば、子育
て世代に対する福祉を充実
させるべき。

○賛成・宮下伸浩

テレワークタウン計画そ
のものに反対するものでは
ない。総額2億7000万
円は、当初の説明を大幅に
上回るもの。事業規模の概
算は、設計委託費の可否を
検討する上で重要な判断基
準であり、当初の説明を大
きく逸脱して事業規模を勝
手に膨らませることは議会
軽視。意思決定の過程にお
いて正しい経過を経なければ、
どんなに良い政策で
あっても民主主義としては
悪手である。

○賛成・小林市子

当初は事業費約1億円と
の説明だったが、3月議会
では約2億7000万円と
なっている。多額の事業を
始める前に、トライアルと
して始める空き家を改築し
たホームオフィスの利用者
の地域への貢献度や消費動
向、定住への意気込みを見

極め、投資効果が検証され
てから実施されることが望
ましい。本事業に対しては
事業計画が明確になってい
ない以上、多額の税金投入
を迫認することはできな
い。

○賛成・平出隼仁

少ない就業場所を補った
めにテレワークが必要であ
ると理解するが、不十分な
事業計画や建物の規模、そ
して原資の回収を考えてい
ないことが問題。ホームオ
フィスの動向を精査し、良
い結果が得られれば、本郷・
境小学校通学区に該当する
地区の空き家を改装した方
が、移住者への多額の投資
よりも効果がある。また、
サテライトオフィスが必要
であれば、落合小学校の利
用を検討するべき。

採決の結果、修正案賛成5、
反対5の同数となり、地方
自治法の規定による議長裁
決の結果、修正案は否決と
なりました。